

岐阜市における宿泊税制度

課税客体	市内の宿泊施設(ホテル、旅館、簡易宿泊所、民泊施設)への宿泊行為
納税義務者	料金を支払い、宿泊施設に宿泊する者
特別徴収義務者	旅館業または住宅宿泊事業を営む者
税収規模	約1.3億円
使 途	・観光資源の創出 ― 魅力向上事業 ― ・観光客に選ばれるまち ― 誘客促進・プロモーション事業 ― ・何度でも訪れたくなるまち ― おもてなし向上事業 ― ・非常時への対策事業
税 額	1人1泊あたり200円
課税標準	宿泊数
免税点	なし
課税免除	・年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ・学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く)の行事として行われる旅行に参加する者
特別徴収義務者交付金	納期内に納入された額の2.5%
特別徴収義務者への支援	システム改修の実情に応じた支援(補助)のあり方を検討
徴収開始日	令和8年4月1日から
制度の見直し	条例施行後、3年ごとに行う